四一二　遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定める件　三一　71　二〇三

四一三　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件　三一　71　二〇三

四一四　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示　三一　71　二〇三

四一五　船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件　三一　71　二〇四

四一六　地方税法施行規則第三条の二の十九第一項の規定に基づき、平成三十年国土交通省告示第九百十三号の一部を改正する告示　三一　特37　三六〇

四一七　昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件　三一　特37　三六〇

四一八　地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する告示を定める件　三一　特37　三六〇

四一九　平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を改正する件　三一　特37　三六一

四二〇　地方税法施行規則の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定めた告示の一部を改正する件　三一　特37　三六一

四二一　地方税法施行規則附則第六条第八十項及び第八十一項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件　三一　特37　三六一

四二二　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項第一号チの規定に基づく書類を定める件　三一　特37　三六二

四二三　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十八項の規定に基づく書類を定める件　三一　特37　三六二

四二四　平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件　三一　特37　三六二

四二五　平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件　三一　特37　三六二

四二六　平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号の一部を改正する件　三一　特37　三六六

四二七　平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件　三一　特37　三六六

四二八　平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する件　三一　特37　三六六

四二九　平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件　三一　特37　三六七

四三〇　平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を改正する件　三一　特37　三六九

四三一　平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件　三一　特37　三七一

四三二　平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件　三一　特37　三七四

四三三　平成二十六年国土交通省告示第四百三十号の一部を改正する件　三一　特37　三七六

四三四　平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号の一部を改正する件　三一　特37　三七六

四三五　平成二十六年国土交通省告示第四百三十五号の一部を改正する件　三一　特37　三七七

四三六　平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号の一部を改正する件　三一　特37　三七九

四三七　平成二十六年国土交通省告示第四百三十九号の一部を改正する件　三一　特37　三七九

四三八　平成二十七年国土交通省告示第四百七十八号の一部を改正する件　三一　特37　三七七

四三九　平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する件　三一　特37　三七八

四四〇　平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を改正する件　三一　特37　三七八

四四一　平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件　三一　特37　三七八

四四二　平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する件　三一　特37　四〇一

四四三　平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件　三一　特37　四〇一

四四四　平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する件　三一　特37　四〇二

四四五　平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する件　三一　特37　四〇三

四四六　平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を改正する件　三一　特37　四〇五

四四七　平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を改正する件　三一　特37　四〇六

四四八　平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件　三一　特37　四〇七

四四九　平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する件　三一　特37　四〇八

四五〇　平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を改正する件　三一　特37　四〇八

四五一　平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を改正する件　三一　特37　四〇九

四五二　平成二十八年国土交通省告示第五百八十六号の一部を改正する件　三一　特37　四〇九

四五三　平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を改正する件　三一　特37　四一〇

四五四　平成二十九年国土交通省告示第二百八十号の一部を改正する件　三一　特37　四一〇

四五五　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十六項の規定に基づく書類及び同条第十七項の規定に基づく書類を定める件　三一　特37　四一二

四五六　租税特別措置法施行令第二十六条第二十三項の規定に基づく基準及び同条第二十四項の規定に基づく基準を定める件　三一　特37　四一二

四五七　船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示　三一　特38　三五五

三　四　〇観光庁　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一四　五

三　〇気象庁　気象測器の型式証明が失効した件　二四　九

四　個人情報の保護に関する法律第百二十四条の規定に基づき権限又は事務を委任する件　二九　五

六　〇海上保安庁　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　七　七

七　八　航路標識に関する件　一〇　五

九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件　一〇　七

一〇　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一八　六

五　〇環境省　マカカ・キュクロピス（タイワンザル）の防除に関する件等の一部を改正する件　一　42　一六三